平成31年 第3回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

- 1. 開催日時 平成31年3月19日(火) 午後1時30分
- 2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール
- 3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち17名

田村市農地利用最適化推進委員20名のうち17名

 1番 白土 中委員
 2番 先崎保彦委員
 3番 石井清吉委員

 4番 新田耕司委員
 5番 三田勝一郎委員
 6番 渡邊幸蔵委員

 7番 石井宗吉委員
 10番 壁谷和男委員
 11番 佐久間嘉彦委員

 12番 佐藤伸夫委員
 13番 石井林一委員
 14番 三浦善治委員

 15番 宗形武夫委員
 16番 國分貴市委員
 17番 松本裕治委員

18番 吉田修一委員 19番 村上好徳委員

 ①番 佐藤政一委員
 ②番 蒲生喜弘委員
 ③番 永山弘一委員

 ④番 渡部秀夫委員
 ⑤番 石井正人委員
 ⑥番 渡辺堅一委員

 ⑦番 吉田伸一委員
 ⑧番 松本洋一委員
 ⑩番 渡辺 元委員

 ⑪番 鈴木恒公委員
 ⑫番 橋本清隆委員
 ⑬番 齊藤 実委員

 ⑭番 伊藤博之委員
 ⑮番 渡辺登喜男委員
 ⑯番 石井利夫委員

①番 吉田正人委員 ①番 佐藤円治委員

- 5. 農業委員会事務局職員

 局長
 吉田孝司

 主任主査
 遠藤英雄

 主任主査(庶務担当)
 三浦幹

 主査
 矢内敬

 主事
 大和田勇気

6. 書 記

主査 矢 内 敬

7. 議事録署名人

13番石井林 一委員14番三浦善治委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用 集積計画に対する意見決定について

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見決定について

9. 会議の経過概要 (開会 午後1時30分)

事 務 局

ただいまより、平成31年第3回田村市農業委員会総会を開会致します。

会議に先立ちまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

皆様こんにちは。

たいぶ暖かくなってまいりまして、畑や田んぼにトラクターが見られるようになってまいりました。さて、常葉の渡邊幸蔵委員が、JT社長賞を受賞されまして、その祝賀会が17日に辰巳屋で開催されまして南東北組合で1人ということで、大変重みのある受賞でございます。誠におめでとうございました。更には壁谷和男委員におかれましては、田村市のブランド米初認定ということで、誠におめでとうございます。そして昨年暮れには佐藤円治推進委員が、里山の粒を皇室に献納され、更に吉田修一委員が大日本農会より農事功績表彰を受けまして私達の同志が立て続けに意義のある受賞されまして、田村市はもとより、県内の栄誉でもありますので大変嬉しく思われます。私達の活動の力にもなると思われます。本当におめでとうございました。それでは今日もどうかよろしくお願いします。

事務局

これより会議に入りますが、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長にお願いを致します。よろしくお願いします。

17件

5件

議長

本日の案件は、

成米分1ク	長地仏先り木の尻足に至 ノ、叶り中明に ノバ・く	1 1
議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の	
	意見決定について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について	14件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく	

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見決定について 1件

以上40件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

農用地利用集積計画に対する意見決定について

農業委員総数19名、うち出席委員17名、欠席委員2名、農地利用最適化推進委員総数20名、うち出席委員17名、欠席委員3名、よって総会は成立致します。

次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ありませんか。

議案第1号 農地決第3条の相定に其づく許可由請について

出席委員

異議なし。

議 長

異議なしと認め、13番石井林一委員、14番三浦善治委員を指名致します。

次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から17番まで事務局説明願います。

事務局

整理番号1番から17番までについて、議案書朗読による説明。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議 長 異議がありませんので、整理番号1番について、1番白土中委員ご報告をお願い致します。

1番委員

1番白土です。整理番号1番についてご報告致します。一昨日、譲渡人、譲受人、佐藤推進委員の4名で現地にて調査をしております。現地は譲受人の宅地の隣にあって、兼ねてよりこの土地を売ってくれないかと話があり、今回話がまとまったのでなんら問題ないもの見ております。以上報告を終わります。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号2番について、⑪番鈴木恒公推進委員ご報告を お願い致します。

①番推進委員

①番鈴木です。整理番号2番について報告します。譲渡人、譲受人が仕事の都合で譲渡人に依頼する話がありましたので、2人で立ち合いました。わずか9㎡ばかりの農地でありますが、親の代から買っていた土地であったため、構造改善時代の時から双方ともわからなかったということで、なんら問題ないものと見てまいりました。よろしくお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号3番及び4番について10番壁谷和男委員ご報告をお願いいたします。

10番委員

10番壁谷です。整理番号3番と4番の案件について報告します。14日に橋本推進委員

と譲渡人、譲受人宅で話を伺いまして、お互いに交換するという内容なのでなんら問題ない ものとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号 5 番から 1 2 番までについて、 1 4 番三浦善治 委員ご報告をお願い致します。

1 4 番委員

14番三浦です。整理番号5番から説明します。12日譲渡人宅で石井推進委員と3名で 話を伺ってまいりました。譲受人は所要のため電話で確認しました。昭和58年頃にお互い の土地を交換していましたが、片方のみ登記していて今回の申請になりました。なんら問題 ないものと見てまいりました。次に整理番号6番ですが、譲渡人は高齢のため、娘さんも都 合が悪く電話での話を聞いてまいりました。譲渡人の自宅から遠方にあり耕作するのが困難 なために、譲受人の農地に隣接していることから、贈与したいとの話でなんら問題ないもの と見てまいりました。次に整理番号7番について報告します。譲渡人は仕事で譲受人に委任 することで確認をしました。譲受人の農地に隣接しており、耕作条件も良いことから農地拡 大の贈与ということでなんら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号8番について でありますが、譲渡人は郡山市在住のため電話で確認しました。譲受人も仕事のため電話で 確認しました。対象農地は譲受人の農地と接しているため耕作条件が良くなるのでなんら問 題ないものと見てまいりました。次に整理番号9番の譲渡人が同じく郡山市在住なので電話 で確認しました。この案件も同様に譲受人の農地と隣接しているための売買なのでなんら問 題ないものと見てまいりました。次に整理番号10番ですが、17日に譲渡人宅に伺い調査 してまいりました。譲受人は息子さんで後継者、更に認定農業者でもあります。息子さんが 頑張ってやっていく事もあり、なんら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号11 番及び12番については譲渡人及び譲受人と立ち合い耕作条件向上のための交換でありこち らもなんら問題ないものと見てまいりました。以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。次に、整理番号13番から16番までについて、15番宗形武 夫委員ご報告をお願い致します。

15番委員

15番宗形です。整理番号13番から15番まで関連がありますので説明します。15日に私だけで、譲渡人と立ち合いました。それぞれ、なんら問題ないものと見てまいりましたので報告します。整理番号16番につきましては、17日に譲渡人は郡山市在住のために電話で確認しました。話を聞きなんら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号17番について、16番國分貴市委員ご報告を

お願い致します。

16番委員

16番國分です。整理番号17番について報告します。10日に設定人と被設定人と佐藤 推進委員と4名で現地確認をしたところ農業者年金受給のために貸し付けるということで申 請通りなんら問題ないものと見てまいりましたので皆様方の慎重審議お願いします。

議 長

ありがとうございました。以上で1番から17番まで事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から17番までについては、申請の通り許可することに決定いたしました。

以上をもちまして、1号議案は終了いたします。

次に議案第2号「農地法第4条許可の規定に基づく許可申請の意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番及び2番について、事務局説明願います。

事務局

整理番号1番及び2番について議案書を朗読、説明。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

ご異議がありませんので、整理番号1番について、5番三田勝一郎委員ご報告をお願い致 します。 5番委員

5番三田です。整理番号1番について報告します。17日に渡辺推進委員と申請人と3名で現地を調査してまいりました。田んぼの部分に杉とヒノキの苗木を植えということで申請書も確認しましてなんら問題ないものと見てまいりました。皆様方の慎重審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号2番について、14番三浦善治委員ご報告をお願い致します。

1 4 番委員

14番三浦です。整理番号2番について報告します。17日に私と石井推進委員と申請人の3人で現場見てまいりました。申請人の田んぼに盛土をして車庫などに転用するもので既に工事は、済んでいたのですが、申請人には顛末書を書いていただき今後このような事はないものと確認しまして雨水や接地の同意も得られていますのでなんら問題ないものと見てまいりました。以上報告終わります。

議長

ありがとうございました。以上で事務局の説明調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、申請のとおり決定することにご異議 ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見 決定について」の整理番号1番及び2番については、申請のとおり許可相当と意見決定致し ました。以上をもちまして2号議案は終了致します。

次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。

事務局

整理番号1番を朗読、説明。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いま すが、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

ご異議がありませんので、整理番号1番について、2番先崎保彦委員ご報告をお願い致します。

2番委員

2番先崎です。整理番号2番について報告します。変更ということで電話にて確認をしました。道路工事の工期延長に伴う申請でございますのでなんら問題ないものと見てまいりました。

議 長

ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員

質疑なし。

議 長

長 質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、申請のとおり決定することにご異議 ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について」の整理番号1番については、原案のとおり許可相当と意見決定致しました。以上をもちまして3号議案は終了致します。

次に議案第4号「農地法第5条許可の規定に基づく許可申請の意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番から14番について、事務局説明願います。

事務局

整理番号1番から14番について議案書を朗読、説明。

出席委員

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

ご異議がありませんので、整理番号1番について、5番三田勝一郎委員ご報告をお願い致 します。

5番委員

5番三田です。整理番号1番について報告します。譲渡人が6人いるということで、都路行政局長と話をしたところ、まずこの工事ができるにあたって、まず水道ですが、井戸ボーリングによって水道は取り込む。それから雨水は地下浸透、裏に川が流れているので川に流す。あと、合併浄化槽を使って浄化処理をして川に流すので異状ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に整理番号2番から4番までについて6番渡邊幸蔵委員、報告をお願いします。

6番委員

6番渡邊です。最初に整理番号2番について報告します。先週の土曜日、設定人と被設定人、共に都合が悪いので行政書士の松本氏と松本推進委員と立ち合いました。現地は山林になっておりまして、なんら問題ないものと確認してまいりました。続きまして整理番号3番と4番の案件ですが、隣接をしておりますので一括とさせていただきます。譲渡人、譲受人の2名、司法書士の渡辺氏と松本推進委員の6名で確認をおこなってまいりました。現地は住宅ということで、通路は共有で使うという事でございました。排水路について設計図の方に整理されている事でございました。1箇所水田が隣接していますが、こちらの水田は譲渡人が所有なのでなんら問題ないものと見てまいりました。

議長

ありがとうございました。次に整理番号5番及び6番について7番石井宗吉委員、報告をお願いします。

7番委員

7番石井です。整理番号5番、6番について関連性がありますので、まとめて報告します。14日に現地で譲受人と譲渡人と私と3人で申請地を確認してまいりました。譲受人は現在船引町東部台のアパートに住んでおりますけど、知り合いの譲渡人の土地に家を建てて、駐車場と資材置場を作りたいということであります。雨水とか排水は田村市の公共下水道に流しますので特に問題はありませんので委員の皆様の慎重審議よろしくお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。次に整理番号7番から11番までについて⑪番鈴木恒公推進

委員、報告をお願いします。

①番推進委員

⑪番鈴木です。整理番号7番の案件についてご報告します。14日、譲受人と譲渡人と 安藤委員と私の4名で現場を確認してまいりました。現場は太陽光パネルの置いている場 所が国道288号線のバイパスにかかるということで、移転先を探していたところ隣接す る場所が見つかりまして売買という形になりました。そこは現在畑ですが、周りに L 型を 入れて土の浸透を抑えて雨水を排水路に流すということで、なんら問題ないものと見てま いりました。次に整理番号8番についてでありますが、譲受人と譲渡人と松本行政書士さ んと私と安藤委員と現地確認しました。現地は東部台で中学校から大鏑矢神社の上の方で すが、まわりもほとんどが宅地で建物が建っているとこでありますので、なんら問題ない ものと見てまいりました。次に整理番号9番ですが、14日に譲渡人の代理人である松本 行政書士さん、私と安藤委員と3名で立ち合い現地を見てまいりました。現地は譲渡人の 住宅のすぐ脇にありまして、ここも前から資材置場として借りていたところで住宅が立ち 並ぶ地点であり、他の農地に影響はないと見てまいりました。次に整理番号10番ですが、 16日に被設定人と設定人と代理人の渡辺さんと私と安藤委員と立ち合いました。設定人 と被設定人は親子関係にありまして息子さんが親の脇に住宅を建てるということで申請し たところ、宅地でなく農地になっている事で申請書が上がってきました。この場所も住宅 が点在する場所で農地等にはなんら問題ないものと見てまいりました。最後に整理番号1 1番の案件について報告します。16日に被設定人と設定人と代理人の渡辺さんと安藤委 員と私で現地を立ち合いました。現地は市道に面したU字溝の入った場所でありまして農 地ではありますが、農地に影響する場所ではないと見てまいりました。排水につきまして も合併浄化槽を使いましてU字溝が入っておりますので、なんら問題ないものと見てまい りましたので皆様の慎重審議よろしくお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。次に整理番号12番について12番佐藤信夫委員、報告をお願いします。

1 2 番委員

12番佐藤です。整理番号12番について報告します。過日、私と伊藤推進委員と関係者立ち合いのもと、申請書の内容とさらに現地を確認しましたが、なんら問題ないものと見てまいりました。皆さんの慎重審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。次に整理番号13番について13番石井林一委員、報告をお願いします。

13番委員

13番石井です。14日に渡辺推進委員と私と被設定人の3名で申請書の確認をしたと

ころ牛舎を建てるにあたり、周りはなんら問題ないものと見てまいりました。また置場が 確保されておりまして、そこに運んで処理をするということで、こちらもなんら問題あり ませんでした。皆様の審議よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に整理番号14番について⑰番吉田正人推進委員報告をお願いします。

(1)番推進委員

議 長

ありがとうございました。以上で事務局の説明調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

1番委員

1番白土です。整理番号11番について質問します。住宅敷地のほかに家庭菜園等で大きい面積が記載されておりますが、この家庭菜園に関しては3条で売買をするべきではないでしょうか。

事務局

この設定人は農地を30a以上もっていません。また県中農林事務所に書類を既に送信しておりましたので、特に指摘事項はございませんでした。

1番委員

わかりました。

議長

その他、質疑はございませんか。

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、申請のとおり決定すること にご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見 決定について」の整理番号1番から14番については、申請のとおり許可相当と意見決定致 しました。以上をもちまして4号議案は終了致します。

次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集

積計画に対する意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番から5番について事務局説明願います。

事務局 議案書により、整理番号1番及から5番について朗読、内容説明。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりました。

本案について、質疑に入ります。

質疑を求めます。

出席委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用 集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から5番については、申し出のとお り計画を定めることについて「適当」であると意見決定いたしました。

以上をもちまして、5号議案は終了いたします。

議 長 次に議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題とします。 それでは整理番号1番について、事務局説明願います。

事務局 議案書により、整理番号1番について朗読、内容説明。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりました。

本案について、質疑に入ります。

質疑を求めます。

出席委員質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

長 異議なしと認めます。

よって議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の整理番号1番については、申し出のとおり計画を定めることについては「適当」であると意見決定いたしました。以上をもちまして、6号議案は終了いたします。

これで、本日提出されました案件はすべて議了いたしました。

それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして、平成31年第3回田村市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 14:30

平成31年 3月19日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議事録署名人

議事録署名人